

# 令和6年度第1回山形市障がい者自立支援協議会定例協議会

日時 令和6年8月22日（木）

午前10時から

会場 山形市庁舎11階 大会議室

## 次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 報 告
  - (1) 令和5年度の活動実績について・・・・・・・・・・資料1
  - (2) 山形市の障がい福祉について・・・・・・・・・・資料2
  - (3) 山形市障がい福祉計画（第6期計画）及び  
山形市障がい児福祉計画（第2期計画）の実績報告・・・・・・・・資料3
  - (4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の評価について・・資料4
  - (5) (仮称)山形市第5次障がい者基本計画の策定等について・・資料5
  - (6) 山形市第4次障がい者基本計画の実施状況について・・・・・・・・資料6
- 5 協 議
  - (1) 令和6年度事業計画について・・・・・・・・・・資料7
  - (2) (仮称)山形市第5次障がい者基本計画の骨子案について・・資料8
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

## 令和 5 年度活動実績について

## ○定例協議会

回数	実施日	内容
第 1 回	R5. 8. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山形市障がい者自立支援協議会について</li> <li>・ 令和 4 年度活動実績について</li> <li>・ 山形市の障がい福祉について</li> <li>・ 山形市障がい福祉計画（第 6 期計画）及び山形市障がい児福祉計画（第 2 期計画）の中間報告</li> <li>・ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の評価について</li> <li>・ 令和 5 年度事業計画について</li> <li>・ 山形市障がい福祉計画（第 7 期計画）及び山形市障がい児福祉計画（第 3 期計画）の策定について</li> <li>・ 就労継続支援 B 型事業所パンフレットの作成について</li> </ul>
第 2 回	R6. 2. 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 5 年度活動実績について</li> <li>・ 事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供の義務化について</li> <li>・ 山形市障がい福祉計画（第 7 期計画）及び山形市障がい児福祉計画（第 3 期計画）の計画案について</li> </ul>

## ○事務局会議

回数	実施日	内容
1 2 回	毎月 1 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月々の相談支援事業の報告</li> <li>・ 専門部会の経過報告</li> <li>・ 定例協議会に諮るべき事項の提案</li> <li>・ 障がい福祉サービス事業所ガイドの作成</li> <li>・ 山形市公式ホームページへ山形市障がい者自立支援協議会に関する情報を掲載</li> <li>・ 地域の障がい者等の支援体制に係る課題の整理・検討</li> </ul>

会議名	事務局会議
内容	地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた協議等
実施日	R5. 10. 16、R5. 11. 20
出席者	山形市委託相談支援事業所、山形市障がい福祉課
目的	地域生活支援拠点等に求められる機能について検証と課題の整理を行い、機能の強化に努める。
検証事項	①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場の確保 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり

取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対応ケースの報告</li> <li>・地域生活支援拠点等を担う事業所の拡充</li> </ul>
今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強度行動障がいのある利用者の受け入れについて</li> <li>・緊急受け入れ先の拡充について</li> </ul>

## ○専門部会

### 1 相談支援部会

会議名	相談支援部会
内容	相談支援体制の強化、受け入れ情報の共有、研修参加報告、部会活動報告、グループスーパービジョンの調整、関係機関との連携、緊急対応ケースの共有・検討、新規事業所の紹介、その他情報交換
実施日	毎月1回
出席者	全相談支援事業所、山形市障がい福祉課
課題・目的	相談支援事業所間で連携し、断らない相談支援体制を作る。
主な意見	・月に1度情報共有や意見交換を継続して行う。
今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断らない相談支援体制作りのため関係機関や他部会との連携を継続して行う。</li> <li>・地域生活支援拠点の相談体制の強化の話し合いを継続して行う。</li> </ul>

会議名	個別事例研修会（グループスーパービジョン）
内容	個別事例を用いたグループワークを行い、事例提供者への気づきを促す
実施日	毎月3回
出席者	全相談支援事業所、山形市障がい福祉課 ※上記出席者を3グループに分けて実施
課題・目的	輪番で事例提供を行い、相談支援専門員が思い悩んでいるケースについて、全員で協議。アプローチ方法をはじめ様々なアイデアを出し、気づきを促して事例に活かす。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例提供者は参加者からのアイデアを貰うことで、ストレングスや違う視点の気づきや考えの幅が広がる。</li> <li>・事例の共有をしながら、参加者も勉強になり、今後の支援に活かす事が出来る。</li> </ul>
今後に向けて	今後も継続して実施する。

会議名	相談支援部会研修会
内容	山形市成年後見支援センターと障がい分野の連携について 講師：山形市成年後見支援センター
実施日	R5. 9. 11
出席者	相談支援事業所、山形市障がい福祉課 計 21 名
課題・目的	山形市成年後見支援センターの機能及び権利擁護支援の取り組みを学び、障がいのある方から相談があった際の対応に活かす。
主な意見	山形市成年後見支援センターの機能について理解を深めることが出来て良かった。今後、相談等があった際は、連携し対応していきたい。
今後に向けて	今後も情報を共有し連携して対応していく。

会議名	高齢分野との連携推進のための幹事会
内容	山形市基幹型包括支援センター、地域包括支援センター総合支援部会及び山形市委託相談支援事業所幹事で研修会の開催と内容の検討
実施日	R6. 1. 22
出席者	山形市基幹型包括支援センター、地域包括支援センター総合支援部会、部会幹事事業所 計 6 名
課題・目的	高齢分野との連携強化を目的にこれまでの取り組みを振り返り、開催時期及び研修内容を検討した。
主な意見	今後もスムーズに連携が取れるように高齢分野との合同研修会を来年度 5 月に実施する。内容は各機関の役割、利用者の介護保険への移行時の対応について確認し、グループワークを実施。連携を強化する。
今後に向けて	来年度早期に実施し、連携強化に繋げていく。

## 2 就労支援部会

会議名等	就労継続支援 B 型事業所による販売会
内容	N T T 東日本山形支店において就労継続支援 B 型事業所による社員向け販売会の開催
実施日	R5. 11. 29
参加者	就労継続支援 B 型事業所 計 6 事業所
課題・目的	工賃向上のための販売促進
主な意見	事前に販売する商品リストを N T T 東日本山形支店に送付し、周知を行った。新聞やテレビなどメディアの取材もあり、福祉的な就労の場での取り組みを知ってもらう機会となった。
今後に向けて	市内全ての就労継続支援 B 型事業所に打診し 6 事業所が参加した。販売会の開催を増やすと共に参加事業所を増やし、販売促進に繋げていく。

会議名等	就労支援部会研修会
内容	(1)「福祉事業所から一般就労へ」講師：ワークライフサポートふうれ 具体的な事例をもとに支援の流れや関係機関の役割分担について (2)「工賃向上・販売の促進の取り組みについて」 事例発表：就労継続支援B型事業所（3事業所） 事例発表を基にした作業種目選定のポイントや販売促進の取り組みの実践について
実施日	R5.12.1
出席者	就労継続支援B型事業所、相談支援事業所、自立支援協議会委員、山形市障がい福祉課 計34名
課題・目的	障がい者雇用の促進（一般就労への移行）、工賃向上のための販売促進
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労継続支援B型事業所の利用者が一般就労に移行するケースが少ない。就労移行支援事業所の取り組みや就労継続支援B型事業所からA型事業所の利用に移行したケースを参考に組みたい。</li> <li>・就労継続支援B型事業所の取り組みについて知る機会が少なく、具体的なケースを聞くことができて良かった。</li> </ul>
今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者雇用の促進のため、一般企業に向けて福祉的就労の周知を行う。</li> <li>・事業所を中心とした部会運営を目指し、企画運営にも更に関わってもらいながら、課題を共有し、効果的な活動となるような体制づくりをする。</li> </ul>

### 3 保健・医療部会

会議名等	保健医療部会幹事会
内容	今年度の活動と課題について
実施日	R5.7.6
出席者	医療機関、部会幹事事業所、山形市障がい福祉課 計10名
課題・目的	課題の確認と整理、山形市精神障がい者課題検討ワーキングの経過報告
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度開催した研修会後のアンケート結果を踏まえ、継続的に医療機関と相談支援事業所が互いの機能や役割を知る機会(研修会)を設けたい。</li> <li>・高次脳機能障がいに関する支援についての研修会の開催を検討したい。</li> <li>・障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行時の対応、相談室が無いクリニックとの連携、障がい福祉サービス事業所と医療機関との相互理解等も課題ではないか。</li> </ul>
今後に向けて	医療機関と相談支援事業所が互いの役割を理解するための研修会を開催する。

会議名等	第1～2回 山形市精神障がい者課題検討ワーキング (精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けて、取り組みを検討するために、令和3年度より保健医療部会から派生したワーキング)
内容	精神障がい者の退院支援に関する各機関の役割の確認、連携方法についての検討
実施日	R5. 8. 29、R5. 12. 13
出席者	部会幹事事業所、医療機関、訪問看護事業所、基幹型地域包括支援センター、山形市保健所、山形市障がい福祉課 R5. 8. 29:11名 R5. 12. 13:12名
課題・目的	精神障がい者の退院に向けた相談支援事業所と医療機関の連携について
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度開催した研修会後のアンケート結果と幹事の意見より、継続的に医療機関と相談支援事業所が互いの機能や役割を知る機会(研修会)を設けたい。</li> <li>・保健医療部会幹事会で出された意見同様、クリニックとの連携の難しさは課題である。どのような形で相談支援事業所、訪問看護や保健所が連携を取っているのか情報交換し、今後どのような連携の在り方があるのか、保健医療部会と共に検討していきたい。</li> <li>・院内研修の場を活用し、相談支援事業所の役割や障がい福祉サービスの紹介をする方法を考えていきたい。</li> </ul>
今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年と同様に医療機関と相談支援事業所が互いの機能や役割を知り、顔の見える関係性を構築すべく研修会を開催する。</li> <li>・保健医療部会と合同開催とするのか、幹事会で検討とする。</li> </ul>

会議名等	精神障がい者課題検討ワーキング研修会
内容	テーマを“地域移行支援”として、精神科病院・救護施設の長期入院者・入所者への同支援に関して、精神科病院・救護施設、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所が連携した事例を紹介。その後各グループで意見交換を行い、最後に全体で共有する。助言者として山形県立保健医療大学大学院教授の安保寛明氏にも参加して頂く。
実施日	R6. 1. 16
出席者	市内医療機関、訪問看護事業所、相談支援事業所、自立支援協議会委員、課題検討ワーキングメンバー、山形市障がい福祉課 計48名
課題・目的	地域移行支援の事例を通して、医療機関、相談支援事業所が互いの機能や役割を知り、理解を深める。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行支援について理解を深めることができてよかった</li> <li>・今後も連携強化のため、このような研修会を継続して開催して欲しい。</li> </ul>
今後に向けて	本研修会を振り返り来年度の活動に活かしていく。

#### 4 生活支援部会

会議名等	グループホーム事業所情報交換会
内容	物価高騰への対応に関する情報交換会
実施日	R5. 10. 4
出席者	グループホーム事業所、部会幹事事業所、山形市障がい福祉課 計 18 名
課題・目的	事前に行った物価高騰への対応に関するアンケート調査結果の共有、その他情報交換
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に行った物価高騰への対応に関するアンケート調査の結果、物価高騰により利用者の実費負担分の値上げを行った事業所はなかった。</li> <li>・経験年数の浅い職員にも他事業所の取り組み等を知って欲しい。</li> </ul>
今後に向けて	情報交換会に参加したことがない経験年数の浅い職員を対象として情報交換会を実施する。

会議名等	生活介護事業所情報交換会
内容	各事業所の取り組みの紹介や「地域との交流」をテーマとしたグループワーク、情報交換、今後の部会運営について
実施日	R6. 1. 29
出席者	生活介護事業所、相談支援事業所、山形市障がい福祉課 計 15 名
課題・目的	経験年数の浅い職員を対象として実施し、事業所間の連携強化を図った。
主な意見	今後も定期的開催して各事業所の取り組みを共有し、利用者へのサービス向上に繋げていきたい。
今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来年度以降も事業所を中心とした部会運営を行っていく。</li> <li>・不参加だった事業所へも会議録等を送付し、連携を呼び掛けていく。</li> </ul>

#### 5 こども部会

会議名	「児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の会」運営に係る会議
内容	児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の会の運営について
実施日	R5. 10. 26
出席者	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、部会幹事事業所、障がい福祉課 計 27 名
課題・目的	相談支援事業所より事業所を中心とした情報共有や事例検討をする場が必要であるという意見があり、児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所を対象にアンケート調査を実施した。その結果、事業所の集まりの場を求める声が多数あったことから会の発足・運営について検討する。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援、放課後等デイサービス事業所が集まる場を設ける。</li> <li>・こども部会の中の組織として位置づけし、幹事事業所を決め、運営していく。</li> </ul>

今後に向けて	R6. 1. 23 に第 1 回目の会を開催し、内容や運営方針等協議する。
--------	---------------------------------------

会議名	関係機関との情報交換会
内容	幼保小連絡会での取り組み紹介、サポートファイルの説明、情報交換
実施日	R5. 11. 16    R5. 11. 30    同内容で 2 回開催
出席者	教育機関、保育園、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所、山形市障がい福祉課    R5. 11. 16:34 名    R5. 11. 30:44 名
課題・目的	教育、保育、福祉の連携強化として、進学等により生活状況が変わる際の支援体制について検討するとともに顔の見える関係性を構築する。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援者同士や保護者が顔を合わせる送迎時の短い時間や個別支援会議の活用が連携に有効である。</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行し幼保小連絡会を再開した学校が多い。園や学校への訪問によって、様子を確認し、情報を共有できる場は重要である。</li> <li>・ 園内で療育の必要性を検討しているが、保護者の困り感がないと療育につなげることが難しい。</li> <li>・ 個別支援会議の際、サービス等利用計画、個別支援計画を活用すると支援目標の共有がしやすい。学校による計画書等も今後活用していく。</li> </ul>
今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者への継続的で一貫した支援を行うため、サポートファイルを周知、活用していく。</li> <li>・ 幼保小連絡会への療育機関の参加の可否は学校ごとに異なっているため、療育機関の必要性を説明していく。</li> </ul>

会議名	「児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の会」運営に係る会議
内容	会の運営方針、内容について
実施日	R6. 1. 23
出席者	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所、部会幹事事業所、障がい福祉課    計 41 名
課題・目的	児童発達支援・放課後等デイサービス事業所間の交流と連携を図り、サービスの向上に役立てる。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所間の交流を目的とし、テーマを決めて意見交換、情報共有を行うことで連携強化を図る。</li> <li>・ 年 3 回の開催とし、幹事事業所は輪番制とし交代で行う。</li> </ul>
今後に向けて	来年度も継続して開催し、連携強化を図る。

会議名	山形市医療的ケア児支援連絡会議
内容	県内の医療的ケア児の現状と支援の取り組み、村山地域の個別避難計画の作成状況、山形市の個別避難計画作成時における課題共有
実施日	R6. 2. 27
出席者	病院、訪問看護事業所、保育所、福祉サービス事業所、相談支援事業所、山形県、村山保健所、医ケア児視線センター、山形市（こども未来課、母子保健課、保育育成課、障がい福祉課） 計 54名
課題・目的	県内の医療的ケア児の現状と支援の取り組み、村山地域の個別避難計画の作成状況について現状を把握する。また、山形市での医療的ケア児の個別避難計画作成時における現時点での課題をグループごと共有し、対応を検討する。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山形県、村山地域での現状と計画の作成状況の共有ができた。</li> <li>・各グループの個別事例への課題と対応方法をそれぞれの立場で可能なことの共有ができた。</li> </ul>
今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来年度も継続して開催し、連携強化を図る。</li> <li>・課題を行政とともに整理しながら、実効性の高い個別避難計画へアップデートする必要がある。</li> </ul>

## 6 安心生活部会

会議名等	第1～4回 安心生活部会幹事会
内容	部会の活動内容（福祉避難所の拡充、民生委員及び不動産業者の障がいの理解に向けて）の協議等
実施日	R5. 7. 4、R5. 9. 13、R5. 10. 17、R6. 1. 19
出席者	部会幹事事業所、山形市障がい福祉課
課題・目的	課題の整理と活動内容の協議・確認
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所の拡充に向けて、日中活動事業所にも協力を求める必要があり、現在の状況や課題などについてアンケートを基に集約し、整理し取り組む。</li> <li>・引き続き民生委員障がい福祉研究部と不動産業者と連携し、障がいへの理解促進を図る。</li> </ul>
今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所の拡充に向けた研修会の開催。</li> <li>・民生委員障がい福祉研究部との連携（事業所見学、障がい福祉制度の説明等）</li> <li>・不動産業者へ生活サポートシートを活用し障がいへの理解促進を図る。</li> </ul>

会議名等	安心生活部会研修会
内容	<p>テーマ「福祉避難所の拡充に向けて」</p> <p>(1) 日中活動事業所における災害時受入れの体制整備状況について 講師：社会福祉法人走翔会 こ・こあはうす</p> <p>(2) 山形市における福祉避難所の設置状況及び今後について</p>

	(3) アンケートの説明
実施日	R5. 10. 31
出席者	生活介護事業所、幹事事業所、障がい福祉課 計 20 名
課題・目的	他市で災害時の受け入れ態勢を整備している事業所の取り組みを学び、山形市の災害時の支援体制に活かす。
主な意見	実際に体制を整備している事業所の取り組みを聞くことができ、生活介護事業所として何が出来るかを考える機会となった。
今後に向けて	本研修とあわせて実施した災害時の受け入れに関するアンケート調査結果を基に、現状と課題を整理し解決策を検討する。

会議名等	民生委員障がい福祉研究部との連携
内容	民生委員を対象とした障がい福祉サービス事業所の見学・説明会
実施日	R6. 2. 14
出席者	民生委員障がい福祉研究部 11 名
課題・目的	障がいへの理解促進、民生委員障がい福祉研究部との連携
主な意見	実際に障がい福祉サービス事業所の様子や相談支援事業所の業務や関わり等を聞くことができ、障がいのある方の生活や制度について理解を深めることができた。
今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生委員障がい福祉研究部としては、次年度も引き続き理解促進のための研修会等を企画して行くとのこと。</li> <li>・ 各地域の民生委員・主任児童委員より研修会の講師依頼を受けたり、連携も進んできていることから部会の活動としては終了。</li> </ul>

## 山形市の障がい福祉について

## 1 障がい者の現況

障がい者手帳（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳）の所持者数は年々増加しており、令和5年度末では市民全体の6.04%が障がい者手帳所持者である。

## 【障がい者手帳所持者数（身体・療育・精神の手帳合計）】

年度	総 数		対人口比	
	人数	対前年伸び率 (%)	人口	対人口比 (%)
3	14,308	0.6	244,584	5.85
4	14,422	0.8	242,924	5.94
5	14,536	0.8	240,485	6.04

## (1) 身体障がい者手帳所持者数

各年度3月31日現在

年度	総数		視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部障がい
	人数	対前年伸び率 (%)	人数	人数	人数	人数	人数
3	10,844	▲0.1	595	953	143	5,563	3,590
4	10,836	▲0.1	591	977	133	5,505	3,630
5	10,818	▲0.2	543	990	124	5,489	3,672

## 【年齢階層別】

各年度3月31日現在

年度	18歳未満		18歳以上	
	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)
3	153	1.4	10,691	98.6
4	146	1.3	10,690	98.7
5	119	1.1	10,699	98.9

## 【等級別】

各年度3月31日現在

年度	等 級 別					
	重 度					軽 度
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	人数	人数	人数	人数	人数	人数
3	3,307	1,184	1,572	2,906	1,256	619
4	3,256	1,147	1,595	2,927	1,277	634
5	3,142	1,120	1,564	3,035	1,334	623

(2) 療育手帳所持者数

各年度3月31日現在

年度	総数		A(重度)		B(中軽度)	
	人数	対前年伸び率(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
3	1,775	2.1	585	33.0	1,190	67.0
4	1,809	1.9	586	32.9	1,223	67.1
5	1,858	2.7	597	32.1	1,261	67.9

【年齢階層別】

各年度3月31日現在

年度	18歳未満		18歳以上	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)
3	372	21.0	1,403	79.0
4	375	20.7	1,434	79.3
5	397	21.4	1,461	78.6

(3) 精神障がい者保健福祉手帳所持者数

各年度3月31日現在

年度	総数		等級別					
			1級		2級		3級	
	人数	対前年伸び率(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
3	1,689	3.5	335	19.8	768	45.5	586	34.7
4	1,777	5.2	331	18.6	798	44.9	648	36.5
5	1,860	4.5	314	16.9	884	47.5	662	35.6

【年齢階層別】

各年度3月31日現在

年度	18歳未満		18歳以上	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)
3	4	0.2	1,685	99.8
4	5	0.3	1,772	99.7
5	4	0.2	1,856	99.8

2 相談等実施状況

(1) 山形市相談支援センターについて

障がい者、障がい児の保護者等の身近な総合相談窓口として、適切な事業実施が可能であると認められる市内の6カ所の相談支援事業者に委託している。

【相談実績】

年度	相談支援・連絡調整 (件数)	相談者数 (人数)	相談者の内訳(人数)				
			身体	知的	精神	発達	他
3	32,885	2,325	383	820	613	315	194
4	33,717	2,271	353	794	598	329	197
5	32,102	2,068	300	697	562	313	196

【相談内容の主なもの】

区 分	R4 相談件数 (件数)	R5 相談件数(件数)
福祉サービスの利用等に関する支援	21,876	21,631
障がいや病状の理解に関する支援	2,375	1,937
健康・医療に関する支援	2,581	2,642
不安の解消・情緒安定に関する支援	1,563	1,563
保育・教育に関する支援	1,393	1,104
家族関係・人間関係に関する支援	748	286
家計・経済に関する支援	691	647
生活技術に関する支援	708	1,188
就労に関する支援	874	515
社会参加に関する支援	299	264
権利擁護に関する支援	68	76
虐待に関する支援	65	17
差別に関する支援	0	1
その他	476	231
合計	33,717	32,102

(2) 成年後見制度の利用支援について

平成25年度より、市総合福祉センターに山形市成年後見センター開設。認知症高齢者、精神障がい又は知的障がいのため判断能力が十分でない方、及びその家族・親族等についても、成年後見制度や福祉サービスの相談等の支援をおこなっている。

また、親族等による申立が困難な場合、市長が裁判所に対し申立をおこなっている。

【相談実績】

年度	全体 (件数)	うち障がい者 (件数)	障がい者の割合
3	559	91	16.3%
4	566	82	14.5%
5	404	68	16.8%

【市長申立】

年度	申立件数	内訳
3	3	精神3件
4	0	—
5	4	知的2件、精神2件

### (3) 障がい者虐待について

平成24年10月より施行の障害者虐待防止法に基づき、市町村が障害者虐待防止事業を実施している。

市は、虐待の相談・通報の窓口になっている。パンフレットを作成し、福祉サービス事業所等の関係機関への配布やホームページ等を利用しての周知をおこなっている。

また、警察や労働局、福祉団体等からの委員構成による、「山形市障がい者虐待防止連絡協議会」を設置し、関係機関との連携強化を図っている。

#### 【相談・通報件数】

年度	相談・通報 (件数)	うち虐待と判断 (件数)
3	10	3
4	13	4
5	19	8

#### 【通報・相談者の数】

年度	本人 (人数)	施設職員等 (人数)	警察 (人数)	親族・知人 (人数)	その他※ (人数)	計 (人数)
3	1	4	2	0	3	10
4	2	4	2	1	4	13
5	0	8	3	0	8	19

(一事案について複数の通報・相談者がある場合はそれぞれに計上)

※その他 : 山形県障がい福祉課、病院、山形地方法務局、福祉サービス運営適正化委員会、匿名  
令和6年度の状況(～令和6年7月末まで): 通報5件

### (4) 障がい者優先調達方針について

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行されたことを受け、市でも、障がい者の就労施設等の受注機会の増大を図るための具体的調達方針を毎年度作成し、公表している。

#### 【山形市の状況】

年度	目標金額	実績
3	12,500,000 円	15,184,652 円
4	12,500,000 円	15,011,365 円
5	13,750,000 円	17,945,429 円
6	15,125,000 円	

### 3 総合支援法及び児童福祉法に基づく主なサービスについて

#### (1) 自立支援給付

障がい者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう障がい福祉サービス等の自立支援給付を支給している。

##### ① 障がい福祉サービス

【介護給付】……障がい（児）者に、居宅や施設における介護サービスを提供する。

【訓練等給付】…障がい者に機能訓練や福祉的就労などのサービスを提供する。

サービス種類別実利用者数(各年度3月～2月利用分)

サービス種類	年度			
	R3 (人数)	R4 (人数)	R5 (人数)	
介護給付	居宅介護	308	299	312
	重度訪問介護	20	21	22
	同行援護	60	62	59
	行動援護	40	33	34
	療養介護	44	41	42
	生活介護	535	534	546
	短期入所	152	158	170
	重度障がい者等包括支援	0	0	0
訓練等給付	施設入所支援	181	172	170
	自立訓練(機能訓練)	0	1	1
	自立訓練(生活訓練)	4	5	12
	自立訓練(宿泊型)	10	12	19
	就労移行支援	72	84	105
	就労継続支援A型(雇用型)	121	128	131
	就労継続支援B型(非雇用型)	536	568	610
	就労定着支援	33	40	32
	自立生活援助	0	4	8
共同生活援助(グループホーム)	243	273	298	
地域相談支援	地域移行支援	0	2	3
	地域定着支援	0	0	0
合計		2,359	2,437	2,574

##### ② 補装具

身体障がい（児）者の身体能力を補う用具の購入及び修理費を支給する。

補装具交付件数(各年度3月31日現在)

区分	交付件数(件数)		
	令和3年	令和4年	令和5年
障がい者	363	392	344
障がい児	114	86	91
合計	477	478	435

※補装具種目……盲人安全つえ、義眼、補聴器、義肢、装具、車いす など

## (2) 自立支援医療

- ①育成医療… 身体に障がいがある児童または治療しないと将来障がいが残ると認められる疾患がある児童にかかる医療に給付する。
- ②更生医療… 身体障がい者が、その障がいの軽減や機能を回復・改善するために行われる医療に給付する。
- ③精神通院医療… 精神科の病気で病院や診療所に通院する際にかかった医療に給付する。(県の事業で、市は受付・交付の事務のみ)

自立支援医療利用者数(各年度3月31日現在)

区分	利用者数(人数)		
	令和3年	令和4年	令和5年
更生医療	950	900	931
育成医療	35	27	32
精神通院医療	3,231	3,402	3,591
合計	4,216	4,329	4,554

## (3) 障がい児通所支援給付

心身の障がいにより療育が必要とされる18歳未満の児童等に対し、通所などによる専門的な指導や訓練などの支援を行うサービスを給付する。

サービス種類別実利用者数(各年度3月～2月利用分)

サービス種類	年度	R3 (人数)	R4 (人数)	R5 (人数)
	児童発達支援		340	357
医療型児童発達支援		8	5	5
放課後等デイサービス		669	759	812
居宅訪問型児童発達支援		0	0	1
保育所等訪問支援		20	29	38
合計		1,037	1,150	1,245

## 山形市障がい福祉計画（第 6 期計画）及び 山形市障がい児福祉計画（第 2 期計画）の報告

### ○計画策定の趣旨

山形市第 4 次障がい者基本計画（令和 2 年度～令和 6 年度）の理念を基本にしな  
がら、障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営む上で必要となる障が  
い福祉サービス等について、国の基本指針を参考に数値目標等を設定し、サービ  
ス事業の提供体制を計画的に確保するとともに、山形市における障がい福祉施策を  
円滑に実施することを目的に策定したものです。

### ○計画期間：令和 3 年度～令和 5 年度

令和 5 年度末までの目標値を設定するとともに、令和 3 年度から令和 5 年度まで  
の各年度における障がい福祉サービス等の見込量を定めました。

### ○計画の達成状況の点検等

1 年に 1 回以上、成果目標等に関する実績を把握し、山形市障がい者自立支援協  
議会において分析・評価を行うこととなっています。

## 第6期計画及び第2期計画の最終報告<令和6年3月末時点>

### 1 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行については、令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数の6.2%以上の地域移行を目指すとともに、令和5年度末時点で、施設入所者を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上の削減をすることを目指しました。

なお、地域生活移行に伴う主な居住の場は、共同生活援助（グループホーム）等とします。

#### <第6期計画成果目標>

項目	数値	考え方
基礎となる施設入所者数	177人	令和元年度末時点の施設入所者数（A）
目標年度の施設入所者数	174人	令和5年度末時点の施設入所者見込数（B）
【目標値】地域生活移行者数	11人	地域移行者見込数 (令和元年度末時点の施設入所者数の6.2%以上)
【目標値】施設入所者削減数	3人	差引減少見込数（A）－（B） (令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上)

#### <令和6年3月末時点>

項目	数値	考え方	
令和元年度末時点の施設入所者数	177人	令和2年3月末時点の施設入所者数①	
令和5年度末時点の施設入所者数	161人	令和6年3月末時点の施設入所者数②	
【実績値】地域生活移行者数	累計7人	移行先：自宅1人、グループホーム6人	
	内訳	3人	令和2年4月～令和3年3月の地域生活移行者数
		2人	令和3年4月～令和4年3月の地域生活移行者数
		2人	令和4年4月～令和5年3月の地域生活移行者数
		0人	令和5年4月～令和6年3月の地域生活移行者数
【実績値】施設入所者削減数	16人	差引減少者数 ①－②	

## 2 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行を促進するため、令和5年度における一般就労移行者数の目標値を令和元年度における移行実績の1.3倍以上としました。また、令和5年度に福祉施設を退所し一般就労に移行する者のうち、70%以上が就労定着支援事業を利用することを目指しました。

<第6期計画成果目標>

項目	数値	考え方	
基礎となる一般就労移行者数	30人	令和元年度における年間移行者数	
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	40人	令和5年度における年間移行者数 (令和元年度における移行実績の1.3倍以上)	
内 訳	一般就労移行者数のうち、就労移行支援事業利用者	25人	令和元年度における移行実績(19人)の1.3倍以上
	一般就労移行者数のうち、就労継続支援A型事業利用者	8人	令和元年度における移行実績(6人)の1.3倍以上
	一般就労移行者数のうち、就労継続支援B型事業利用者	7人	令和元年度における移行実績(5人)の1.4倍以上
【目標値】 目標年度における年間一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合	70%	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行する者(就労移行後6月以上経過した者に限る。)のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合	

<令和6年3月末時点>

項目	数値	考え方	
一般就労移行者数			
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	40人	令和5年度における年間の移行者数	
【実績値】一般就労移行者数	33人	令和5年度における年間の移行者数	
内 訳	就労移行支援事業利用者(※1)		21人
	就労継続支援A型事業利用者		5人
	就労継続支援B型事業利用者		7人
年間一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合			
【目標値】 目標年度の一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合	70%	令和5年度において一般就労に移行した者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合	
【実績値】 年間一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合	76%	令和5年度において一般就労に移行した者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合 【一般就労移行者33人に対し25人(※2)】	

※1 就労継続支援(B型)事業の利用に係るアセスメントを目的とした短期利用者を除く。

※2 うち13名は、令和5年度に一般就労に移行した者で令和6度中に就労定着支援に移行する見込み。(就労定着支援の利用には、就労移行後6月以上経過することが必要なため見込み量も合わせて計上した。)

(参考) 障がい者雇用率 (山形労働局公表の資料より)

単位: %

区 分		法定雇用率※1	2年度	3年度	4年度	5年度
民間 企業 ※2	全国	2.3 (2.2)	2.15	2.20	2.25	2.33
	山形県	2.3 (2.2)	2.11	2.11	2.18	2.31
公的 機関	山形県	2.6 (2.5)	2.77	2.78	2.71	3.03
	山形県 教育委員会	2.5 (2.4)	2.26	2.51	2.52	2.5
	山形市	2.6 (2.5)	2.48 ※3	2.61	2.78	2.79

※1 法定雇用率は令和3年3月1日より改正。(括弧は令和3年2月28日までの雇用率)、網掛け部分が法定雇用率未達成。なお、法定雇用率は、今後段階的に引き上げられる。(令和6年4月、令和8年7月にそれぞれ0.2ポイント)

※2 雇用義務のある企業(平成30年から令和3年2月までは45.5人以上規模、令和3年3月以降は43.5人以上規模の企業)についての集計である。当該企業の対象範囲は、今後段階的に拡大される。(令和6年4月に40.0人以上規模、令和8年7月に37.5人以上規模)

※3 対象職員数に法定雇用率を乗じて得た値から、小数点以下を切り捨てた数が障がい者の雇用必要数となり、山形市においてはこの数を満たしていることから法定雇用率達成となる。

### 3 サービスごとの見込量及び実績

#### (1) 障がい福祉サービス及び相談支援

<障がい福祉サービスの名称及び内容>

種類		内容
訪問系 サービス	居宅介護	援助が必要な障がい者等に対し、ヘルパーが、居宅において食事等の介護、掃除等の家事、生活等に関する相談等、その他の生活全般にわたる援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方の外出時において、ヘルパーが、移動に必要な視覚的情報の提供(代筆・代読を含む。)及び移動の支援を行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護が必要な方に対して、ヘルパーが、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な支援や移動中の介護等を行います。
	重度障がい者 等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、ヘルパーにより居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

日中活動系サービス	生活介護	施設への通所により、入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などのサービスを提供します。
	自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、食事や家事など日常の生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の援助を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	障がい者を介護する家族が疾病等により一時的に介護ができない時、施設に宿泊させて入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間、障がい者が共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活の援助を行います。
	施設入所支援	主に夜間、障がい者支援施設に入所する障がい者に、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
	自立生活援助	入所施設・グループホーム・病院等から賃貸住宅等での一人暮らしを希望する知的障がい者や精神障がい者等に対し、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適切な支援を行います。
就労系サービス	就労移行支援	一般企業への就労が可能と見込まれる障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援等を行います。
	就労継続支援 A型	一般企業への就労が困難な障がい者に、雇用契約により働く場を提供するとともに、就労や生産活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援 B型	一般企業への就労が困難な障がい者に、雇用契約なしで、就労や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者が就労に伴う環境変化により生じた生活面の課題に対応できるよう、相談や連絡調整など、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
相談支援	計画相談支援	障がい者の心身の状況や意向、その他の事情を勘案し、適切なサービス等の種類、組み合わせ及び内容を記載したサービス等利用計画案を作成します。また、利用にあたりサービス事業者等との連絡調整を行うとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

相談支援	地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している精神障がい者等を対象に、退所（退院）後の住居確保のための支援、障がい福祉サービス事業所への同行支援、関係機関との連携・調整など、地域生活に移行するための支援を行います。
	地域定着支援	居宅において家族等からの緊急時の支援が見込めない障がい者などを対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対応するなど、安定した地域生活を送れるための支援を行います。

各年度月ごとの平均値※実績値より算出

サービスの種類	単位	実績			第6期計画活動指標			
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	
訪問系サービス	居宅介護	人/月	237	246	245	228	231	234
		時間/月	2,972	2,956	2,826	3,209	3,242	3,275
	重度訪問介護	人/月	17	17	18	18	18	19
		時間/月	2,994	3,008	2,944	2,273	2,387	2,507
	同行援護	人/月	46	45	44	49	51	53
		時間/月	453	523	643	506	532	559
行動援護	人/月	25	23	24	25	27	29	
	時間/月	90	77	74	125	138	152	
重度障がい者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0	
	時間/月	0	0	0	0	0	0	
日中活動系サービス	生活介護	人/月	497	504	507	499	504	510
		日/月	8,951	8,878	9,167	9,071	9,162	9,254
	自立訓練（機能訓練）	人/月	0	1	1	2	2	3
		日/月	0	1	3	21	21	32
	自立訓練（生活訓練）	人/月	4	14	10	2	2	3
		日/月	55	366	129	35	35	53
療養介護	人/月	42	40	39	46	47	48	
	日/月	66	70	84	78	82	87	
短期入所	人/月	66	70	84	78	82	87	
	日/月	334	328	383	350	368	387	
サ-居住系サービス	共同生活援助	人/月	227	244	266	225	235	245
	施設入所支援	人/月	170	163	162	178	176	174
	自立生活援助	人/月	0	3	4	1	1	2
就労系サービス	就労移行支援	人/月	36	47	58	38	39	40
		日/月	591	814	1,027	606	613	620
	就労継続支援A型	人/月	105	112	113	95	100	105
		日/月	1,981	2,121	2,189	1,825	1,917	2,013
	就労継続支援B型	人/月	474	499	531	466	476	486
日/月		7,740	7,983	8,605	7,716	7,948	8,187	
就労定着支援	人/月	25	23	26	27	31	35	
支相談	計画相談支援	人/月	305	338	381	303	325	348
	地域移行支援	人/月	0	1	1	2	2	3
	地域定着支援	人/月	0	0	0	2	2	3

## (2)障がい児通所支援及び障がい児相談支援

<サービスの名称及び内容>

種類	内容
児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学している児童に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う児童に対し、保育所等を訪問し、保育所等におけるほかの児童との集団生活への適応のための専門的な支援や保育所等への助言を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童に対し、医療機関において児童発達支援のサービスにあわせて治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がいのある児童が適切に障がい児通所支援を利用できるよう、サービス等利用計画の作成や定期的なモニタリング等を実施します。

各年度月ごとの平均値※実績値より算出

サービスの種類	単位	実績			第2期計画活動指標			
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	
障がい児通所支援サービス	児童発達支援	人/月	221	218	254	194	200	206
		日/月	1,753	1,624	1,881	1,826	1,918	2,014
	放課後等デイサービス	人/月	582	650	707	539	550	561
		日/月	6,861	7,664	8,492	6,627	6,893	7,169
	保育所等訪問支援	人/月	9	11	17	13	16	19
		日/月	15	16	29	18	22	26
	医療型児童発達支援	人/月	4	4	3	8	8	8
		日/月	31	28	26	52	52	52
	居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	1	1	1	1	2
		日/月	0	1	3	4	4	8
障がい児相談支援	人/月	162	181	208	170	184	199	

### (3) 地域生活支援事業

障がい者が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村がサービスの内容を決定しています。

「必須事業」と「任意事業」に分かれます。「任意事業」は市村の判断により自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を言います。

<サービスの名称及び内容>

事業名	内容
理解促進・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を深める研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	保護者やボランティアの団体等が行う心身障がい児者を対象とした機能訓練教室や障がい者等が組織する団体が行う研修活動などを支援します。
相談支援事業	市が委託する相談支援事業所（相談支援センター）において、障がい者やその保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、関係機関との連絡調整を行います。 また、山形市障がい者自立支援協議会において地域の関係機関との連携を図り、障がい者等の地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	権利擁護が必要な知的障がい者又は精神障がい者に、成年後見制度を利用するための手続きに関する費用の助成等を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者などの派遣を行います。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、聴覚障がい等のため意思疎通を図ることに支障がある人に対する支援体制を整備します。
地域活動支援センター事業	市が委託した地域活動支援センターにおいて、障がい者に創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。
障がい児等療育支援事業 （山形県と共同実施）	障がいのある児童が地域で安心して暮らせるよう、本人や家族等へ専門的な相談や支援として、訪問・外来による療育相談・指導、訪問による健康診査などを行うことにより、身近な地域で療育指導を行います。
専門性の高い意思疎通を行う者の養成研修事業 （山形県と共同実施）	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等を養成することにより、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の自立した社会生活を支援します。
専門性の高い意思疎通を行う者の派遣事業 （山形県と共同実施）	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活や社会参加を図ることができるように、市町村域を超えた広域的な派遣などの対応が必要となる場合の手話通訳者、要約筆記者の派遣及び盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

日常生活用具給付等事業	在宅生活を営む上で日常生活用具を必要とする障がい者に、給付又は貸与することにより、障がい者の日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。
日常生活支援事業	
福祉ホーム事業	住居を求めている障がい者に対して、低額な料金で、居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。 ※施設の閉鎖に伴い、令和4年度に制度廃止
訪問入浴サービス事業	入浴が困難である身体障がい者等に対し、居宅に訪問し、入浴車において入浴サービスを提供します。
障がい者自立支援訓練事業	障がい者向けの福祉ホーム等に居住し、日常生活等を自主的に営むのに支障がある障がい者に対し、ケアグループ（介助サービス等を提供する者）による介助サービス及び自立のための訓練を提供します。
生活訓練等事業	障がい者等に対し、主として昼間、調理、洗濯及び掃除等の日常生活上必要な訓練及び指導等を行います。
日中短期入所事業	障がい者等を日中一時的に預かり、入浴、排せつ又は食事等の介護を行います。
タイムケア事業	中学校又は高等学校等に在籍する障がい児に、学校の授業等の終了後及びその休業の日並びに長期休暇の期間において活動の場を提供し、日常生活の支援及び社会適応訓練等を行います。
巡回支援専門員整備事業	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等を巡回し、保育所等の職員及び児童の保護者に対して、障がいの早期発見及び早期対応のための助言等を行います。
社会参加促進事業	障がい者等の社会参加を促進するため、スポーツ大会の支援や点字又は音声コードによる情報提供、タクシー利用又は自家用自動車の給油の助成等を行います。
権利擁護支援事業	
障がい者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等適正な支援を実施するため、虐待防止の普及啓発、相談支援体制や協力体制の整備等を行います。
成年後見制度普及啓発事業	山形市地域福祉計画、山形市障がい者基本計画及び山形市成年後見制度利用促進基本計画（山形市高齢者保健福祉計画を包含するものとして位置づけている）を踏まえつつ、市が委託する成年後見センターを軸として、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図るとともに、成年後見制度の周知・広報、相談支援、後見人等の受任者調整及び後見人支援等を実施し、成年後見制度の利用を促進することにより、障がい者の権利擁護を図ります。

<見込量及び実績>

事業の種類	単位	実績			第6期計画活動指標		
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度
理解促進・啓発事業	実施状況	○	○	○	○	○	○
自発的活動支援事業	実施状況	○	○	○	○	○	○
相談支援事業							
障がい者相談支援事業	実施箇所数	6	6	6	6	6	6
山形市障がい者自立支援協議会	実施状況	○	○	○	○	○	○
住宅入居等支援事業	実施状況	実施検討	実施検討	実施検討	実施検討	実施検討	実施検討
成年後見制度利用支援事業	実施状況	○	○	○	○	○	○
意思疎通支援事業							
手話通訳者設置事業	設置人員	2	2	2	2	2	2
手話通訳者派遣事業	年間実利用者数	42	48	51	44	44	44
要約筆記者派遣事業	年間実利用者数	4	7	8	6	6	6
手話奉仕員養成研修事業	研修修了者数	10	16	14	16	19	22
地域活動支援センター事業	実施箇所	4	4	4	4	4	4
	実利用者数	165	159	173	200	200	200
障がい児等療育支援事業 (山形県と共同実施)	実施状況	○	○	○	○	○	○
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 (山形県と共同実施)	実施状況	○	○	○	○	○	○
専門性の高い意思疎通を行う者の派遣事業 (山形県と共同実施)	実施状況	○	○	○	○	○	○

事業の種類	単位	実績			第6期計画活動指標		
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	年間件数	13	13	17	11	11	11
自立生活支援用具	年間件数	15	19	20	9	9	9
在宅療養等支援用具	年間件数	31	33	25	44	44	44
情報・意思疎通支援用具	年間件数	86	76	52	54	54	54
排泄管理支援用具	年間件数	5,256	5,135	5,230	5,557	5,735	5,919
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	年間件数	4	6	1	6	6	6
移動支援事業							
個別支援事業	年間実 利用者数	95	103	107	137	139	141
	年間 利用時間	3,340	3,247	3,148	4,947	4,997	5,047
日中活動サービス送迎事業	年間実 利用者数	42	45	45	31	33	35
	年間 利用時間	8,138	9,164	9,545	6,691	6,758	6,826
視覚障がい者 ガイドヘルパー派遣事業	年間実 利用者数	5	6	4	10	10	10
	年間 利用時間	114	120	134	182	182	182
日常生活支援事業							
福祉ホーム事業 ※1	実施箇所	1	1	0	1	1	1
	年間実 利用者数	11	11	0	14	14	14
訪問入浴サービス事業	年間実 利用者数	27	28	29	32	35	38
	年間 利用回数	2,252	2,113	1,802	2,152	2,260	2,373
障がい者 自立支援訓練事業	実施箇所	1	1	1	1	1	1
	年間実 利用者数	7	7	7	9	10	10
生活訓練等事業	実施箇所	4	4	5	4	4	4
	年間実 利用者数	56	64	67	40	40	40
日中短期入所事業	年間実 利用者数	17	16	19	57	58	59
	年間実 利用回数	226	186	210	632	639	646
タイムケア事業	年間実 利用者数	0	0	0	3	3	4
	年間 利用回数	0	0	0	3	3	4
巡回支援専門員 整備事業 ※2	年間延べ 相談件数	452	457	453	415	420	425

※1 福祉ホーム事業実施施設が老朽化により令和4年度末にて閉鎖。

※2 数値は、保育所等発達相談、幼児巡回相談及び保育所等連携相談の件数の合算

事業の種類	単位	実績			第6期計画活動指標		
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度
社会参加促進事業							
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	年間参加者数	0	16	53	184	184	184
広報誌・議会報の発行事業(点字)	年間発行回数	28	28	28	28	28	29
広報誌・議会報の発行事業(声のCD)	年間発行回数	16	16	16	16	16	17
広報誌・議会報の発行事業(音声コード)	年間発行回数	28	28	28	28	28	29
自動車運転免許取得・改造助成事業	年間助成件数	9	9	7	7	7	7
福祉タクシー等利用助成(給油券)	年間助成件数※	5,412	5,467	5,677	5,825	5,884	5,943
権利擁護支援事業							
障がい者虐待防止対策支援事業	実施状況	○	○	○	○	○	○
障がい者成年後見制度普及啓発事業	実施状況	○	○	○	○	○	○

## 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の評価について

## 1 概要

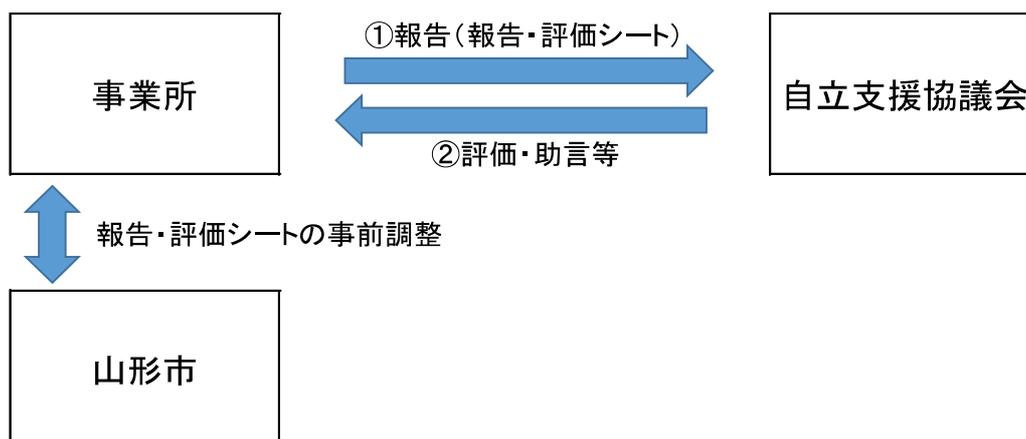
日中サービス支援型指定共同生活援助（グループホームに住む障がいのある方が、地域の中で自立した生活を送ることができるように、24 時間体制で相談や家事等の日常・社会生活の援助を行う）の事業者は、地域に開かれたサービスとして、当該サービスの質の確保を図る観点から、自立支援協議会に対し、定期的に（年 1 回以上）事業実施状況等を報告し、自立支援協議会による評価を受けるとともに、必要な助言等を受けることとなっております。

## 2 評価の流れ

①報告：当該事業者より、自立支援協議会に対し、事業実施状況等の報告を行う。

②評価：自立支援協議会より、当該事業者に対し、評価・必要な助言等を行う。

【イメージ図】



(仮称)山形市第5次障がい者基本計画の策定等について

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

本市が策定している「山形市第4次障がい者基本計画」の計画期間が令和6年度をもって終了するため、これを適宜見直し、障がい者の福祉の向上に向けた施策を総合的に進めるため、新たな計画を策定しようとするものです。

(2) 策定の根拠

障害者基本法第11条第3項

※障害者基本法第11条第3項抜粋

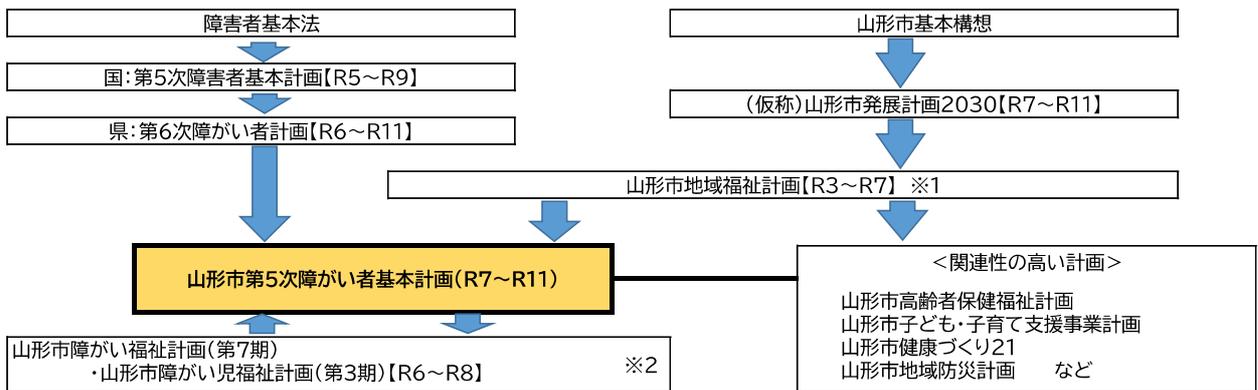
3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

(3) 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5か年

(4) 計画の位置づけ

国の障害者基本計画及び山形県障がい者計画を踏まえながら、(仮称)山形市発展計画2030、山形市地域福祉計画、山形市障がい福祉計画・山形市障がい児福祉計画と整合性を図ったものとする。



※1 社会福祉法第 107 条の規定に基づき、本市の地域福祉を総合的に推進するために策定したもの

※2 障害者総合支援法第 88 条に基づき、同法に規定する障害福祉サービス等の数値目標を定める計画（3年ごとの見直し。令和6年度に見直し。）

(5)現計画の施策の体系

基本施策	施策の内容
1 自立に向けたサービスの充実と環境の整備	(1) 自立した生活支援の充実
	(2) 相談・情報提供体制の充実
	(3) 経済的自立に向けた支援の充実
	(4) 保健・医療サービスとの連携
	(5) 教育・療育の充実
	(6) 働く場の確保
2 社会参加の機会の確保	(1) 社会参加のための手段の確保
	(2) 社会参加の機会の拡大
3 地域で支え合う仕組みの構築	(1) 差別の解消と権利擁護の推進
	(2) バリアフリー化の推進
	(3) 啓発・広報活動の推進
	(4) ボランティア活動の支援
	(5) 防災・防犯対策の推進

※ 基本施策3の(1)～(3)までを、山形市障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例第8条に規定する、「市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けます。

<p>「山形市障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例」第8条抜粋</p> <p>第8条 市長は、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 市長は、計画を定め、又は変更しようとするときは、第12条に規定する山形市障がい者差別解消支援地域協議会の意見を聴くものとする。</p>
---

2 策定スケジュールについて

R6.5	山形市第4次障がい者基本計画の取り組み状況について担当課への照会【R6.5.28】 (仮称)山形市第5次障がい者基本計画に係る施策の検討について全庁照会【R6.5.28】
R6.6	関係課長会議(骨子案)【R6.6.21】
R6.7	関係部長会議(骨子案)【R6.7.11】
R6.8	市長・副市長レク(骨子案) 障がい者自立支援協議会(骨子案) 障がい者差別解消地域協議会(骨子案) 関係団体・事業所への意見聴取(骨子案)

R6.10	関係課長会議(計画案) 関係部長会議(計画案)
R6.11	市長・副市長レク(計画案) 障がい者自立支援協議会(計画案) 障がい者差別解消地域協議会(計画案)
R6.12	議会報告(計画案)
R7.1	市長・副市長レク(計画最終案) 市政経営会議(計画最終案) 山形市社会福祉審議会障がい者福祉分科会に諮問(計画最終案)
R7.2	山形市社会福祉審議会障がい者福祉分科会で審議・答申内容決定(計画最終案) 山形市社会福祉審議会障がい者福祉分科会から答申(計画最終案) 市政経営会議(答申内容を踏まえた計画最終案) 市長決裁により計画策定
R7.3	議会への報告(計画確定版) 各協議会、団体への報告(計画確定版)

※ 障がい者自立支援協議会、障がい者差別解消地域協議会及び関係団体・事業所への意見聴取、及び山形市社会福祉審議会障がい者福祉分科会による答申等に基づき意見聴取することからパブリックコメント制度は実施しない。

アンケート調査概要
ある方を含む市民 1,980 名と市内で障がい福祉サービス事業所等を運営している社会福祉法人 12 団体
回収数 1,224/配布数 1,992)
「具体的施策の評価・検証」の表中、「評価・検証」欄に記載

## 評価・検証

※ / 目標が達成されていない項目は目標値との比較を矢印で示します。

### サービスの充実と環境の整備

指標	平成30年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 目標	達成度
グループホーム等)への年間移行者数	6人	0人	8人	↘
相談件数	30,047 件	32,102 件	32,000 件	○
拠点等整備における緊急受入施設設置箇所数	0 箇所	1箇所	1箇所	○

変化が進んでいることから、地域生活への移行は難しく、目標に及ばなかった。重度の障がいのある方も

等の確保に努めるとともに、本人の移行の意志を確認しながら継続して取り組む必要がある。

(3年度:2人 4年度:2人)

関との連携強化により、相談件数は年々増加傾向にある。

施設を1箇所確保した。

## 検証(1)

### サービスの充実と環境の整備

	具体的施策	評価・検証(現状成果、課題等)
民間	①訪問によるサービス提供体制の充実 ②日中活動に関するサービス提供体制の充実 ③居住の場に関するサービス提供体制の充実 ④施設や病院から地域への移行に関するサービスの周知と利用促進 ⑤補装具・日常生活用具等給付の充実	各障がい福祉サービスにおいて山形市障がい福祉計画(第6期計画)で見込んだサービス量を上回る供給量を確保することができた。アンケート調査において、今後の生活で「暮らしたい」と回答する身体障がい者が過半数を占めており、本市に「在宅生活において、介助がいつでも受けられること」を求める回答も多いことから、今後も利用者が増える。日常生活用具等の給付事業においては、今後もニーズ調査等を行い、給付品目の充実を図る必要がある。サービスを提供している社会福祉法人では「障がいの重度に応じたサービス提供体制の充実」が課題との回答が多く、本市に「職場環境の改善等による職員数の確保、増加」を求める回答が多く、今後も継続してサービスの提供体制の充実を図る必要がある。
公営	①相談支援センター等の充実 ②山形市障がい者自立支援協議会の充実	相談支援センターでは、障がい者虐待に関する相談及び障がい者差別に関する相談も担っており、相談件数は年々増加している。また、山形市障がい者自立支援協議会等との連携強化を図っている。

指標	平成30年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 目標	達成度
①移動支援(個別支援)の利用時間	5,484 時間	3,148時間	6,000 時間	↘
②手話通訳者派遣件数	360 件	433 件	400 件	○

### 【評価・検証】

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度実績に大幅な減少がみられ、利用者数は回復傾向であるが回復傾向にある。移動支援事業所数の安定したサービス提供体制を確保するためには基準単価の見直しが必要である。また、行動援護の実績は利用者数、利用時間ともに増加傾向であり、今後も障がいの種別や利用目的に応じて、移動支援サービスのある方の社会参加の拡大について取り組む必要がある。
- ② 通院時の派遣依頼が多く、高齢化に伴い今後も利用件数が増えていくことが見込まれるため、今後も継続して取り組む必要がある。

### ●基本施策3 地域で支え合う仕組みの構築

指標	平成30年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 目標	達成度
①差別解消に関する研修会の受講者数	38 人	38人	80人	↘
②福祉避難所の設置数	1箇所	9箇所	2箇所	○

### 【評価・検証】

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により受講者数が減少していたが令和4年度以降増加傾向である。アンケート調査において「市報」に次いで「インターネット」との回答が多く、今後は公式ホームページや SNS を活用した周知の更なる充実を図る必要がある。
- ② 福祉避難所の指定箇所は60箇所あり、うち9箇所が障がいのある方を主に受け入れる施設となっている。今後も継続して取り組む必要がある。

電携	③様々な障がいへの支援の充実	る。今後も継続して「山形市医療的ケア児支援連絡会議」を開催し、関係機関同士の意見交換や情報共有により、医療的ケア児に対する支援体制の構築を図る必要がある。
	①障がい児保育等の支援 ②教育の充実 ③福祉教育の推進 ④障がい児通所支援等の充実 ⑤放課後・長期休業中の支援の充実 ⑥機能訓練教室等の支援	山形市障がい者自立支援協議会こども部会を活用し、教育、保育、福祉の関係機関との連携強化のための情報交換会を開催し、適切な指導及び支援ための体制づくりを アンケート調査において、差別・偏見や疎外感を無くすために、制度や意識の面で、特に力を入れていく必要があるものとして、「子供のときから、学校などで障がい児との いの機会を増やす」とする回答が多く、インクルーシブ教育制度の推進が求められている。
	①一般就労に向けた支援 ②福祉的就労事業の充実 ③地域活動支援センターの運営 ④障がい者雇用の推進	相談支援センターにおいて就労に関する相談があった場合には、村山障害者就業・生活支援センターや山形障害者職業センターを紹介するなど、適宜専門機関と連携を アンケート調査において、仕事をしていない理由として「病気のため(入院中を含む)」や「障がいや病気に合った仕事がない」等、病気を理由にしている方が多く、また、今 は将来働く)ためには「障がいや病気に対する理解や配慮」を必要している方も多いことから、障がいに対する職場の理解をより深めていく必要がある。

会の確保

	具体的施策	評価・検証(現状成果、課題等)
の確保	①移動支援対策の充実 ②意思疎通支援の充実	アンケート調査においては、普段の生活の中で困っていることとして「外出」とする回答が多い。また、今後利用したいサービスとして「福祉タクシー券・給油券の交付」とす 支援事業及び各利用助成券の支給を継続して実施する必要がある。
	①スポーツ、文化活動等の振興 ②市有の体育施設・文化施設の使用料等の無料化 ③「希望の家」の各種教室等の周知と利用の促進 ④ほじょ犬の周知・啓発	山形市障がい者スポーツ大会・水泳競技大会・初心者スポーツ教室への運営補助を行っている他、障がいのある方が全国大会に参加した場合等において激励金の支給 市庁舎を利用した「障がい者アート展」を開催し、作品展示・発表の機会及び場所の提供を行っている。 アンケート調査において、障がい者の芸術文化活動あるいはスポーツ活動への参加意向について、「興味がない」との回答が多く、引き続き、関係団体と連携し、障がい者 ような取組が必要である。

う仕組みの構築

	具体的施策	評価・検証(現状成果、課題等)
の推進	①差別の解消に向けた取組みの推進 ②障がい者虐待の防止に係る支援体制の充実 ③成年後見制度の利用促進	障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域の中で支え合いながら共生できる社会の実現に向け、市民への啓発活動や研修会、相談体制の整備や関係機関との連携強 後も継続して取組む必要がある。今後も「山形市成年後見センター」と障がい相談支援事業所等の連携を強化し、判断能力が不十分な方に対し、成年後見制度の適切な 要がある。
	①公共施設等のバリアフリー化の推進 ②バリアフリー化された施設の周知 ③情報のバリアフリー化の推進 ④住まいのバリアフリー化の推進	本庁舎におけるバリアフリー化は要望があった個所のうち対応可能な個所の改修はしているが、社会的ニーズの変化により新たな課題が生ずる可能性があり、継続的な バリアフリー化された市内の公共的施設について掲載したバリアフリーガイドマップについてインターネットを活用し継続して周知を図る必要がある。 アンケート調査において、住居がバリアフリーに対応していない理由として「改修などを行う資金がない」との回答が多く、日常生活用具給付事業(住宅改修)の周知を継 がある。
	①啓発・広報活動の充実 ②障がい者団体活動の支援 ③地域における福祉活動の促進	障がい者就労施設等の製品を販売するバザー「ほんわかバザー」を市庁舎エントランスホールで開催しており、今後も障がい者団体等が開催する各種イベント等へ活動 アンケート調査より、ヘルプカードやヘルプマークについてインターネットを通じて情報を得たとの回答が多く、今後もインターネット等を活用した周知・啓発を行う
	①ボランティア活動支援体制の充実 ②企業等のボランティア活動の促進	山形市市民活動支援センターの機能の充実、関係機関における連携体制の充実を図りボランティア活動を含めた市民活動に関する相談や情報提供、活動の場並びに交 り、市民活動を実践する市民への支援を適切に行った。施設利用者は年々増加しており、利用者アンケートにおいても、高い満足度を得られている。
	①災害等における支援体制の整備 ②福祉避難所の整備 ③防災意識の高揚 ④緊急通報システム事業の普及	アンケート調査において、災害発生時に「災害時に自宅から一人で避難できない」、「災害時に家族のほか近くに助けてくれる人がいない」との回答が多い。「山形市避 取組を推進していく必要がある。令和3年5月の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者の作成主体が市町村に移行し、努力義務化された(概ね5年で作成)

## 令和 6 年度事業計画について

## ○定例協議会

回数	実施日	内 容
第 1 回	R6. 8. 22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 5 年度活動実績について</li> <li>・ 山形市の障がい福祉について</li> <li>・ 山形市障がい福祉計画（第 6 期計画）及び山形市障がい児福祉計画（第 2 期計画）の実績報告</li> <li>・ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の評価について</li> <li>・ 令和 6 年度事業計画について</li> <li>・ 山形市第 4 次障がい者基本計画の実施状況について</li> <li>・ (仮称) 山形市第 5 次障がい者基本計画の策定等について</li> <li>・ (仮称) 山形市第 5 次障がい者基本計画の骨子案について</li> </ul>
第 2 回	R7 予定	・ 令和 6 年度事業実績報告（途中経過）

## ○専門部会

部会名	実施(予定)日等	内 容
相談支援	R6. 4 月～	グループスーパービジョン (GSV) 月 3 回
	R6. 6 月	連携推進のための合同研修会
	適宜	山形市の相談支援体制の強化の検討
就労支援	R6. 7 月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労継続支援 B 型事業所の工賃向上の取り組み</li> <li>・ 就労継続支援 B 型事業所から幹事事業所を選出し、主体的な取り組みづくりをし、取り組み内容を検討していく。</li> </ul>
	R7. 2～3 月	障がい者の一般就労の促進を目的とした取り組み、一般企業を対象に福祉的就労や就労支援の内容、関係機関の役割や連携について周知の機会を設ける。
保健医療	R6. 8 月、12 月、 R7. 3 月	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けたワーキングチームによる検討会
	R6. 11 月末	医療機関・相談支援事業所の相互理解のための研修会開催 テーマ「高次脳機能障がい者への支援」
生活支援	R6. 7 月	GH 事業所の事業所連絡会（テーマ：報酬改正について） 事前にアンケート等で質問を聞く。
	R6. 10 月	GH 事業所の事業所連絡会（GH 事業所の見学）
	未定	生活介護事業所の事業所連絡会
	未定	居宅介護事業所の事業所連絡会

こども	R6.5月～	児発・放デイ事業所の会に幹事事業所も輪番制で参加。 年3回（5・9・12月）開催。
	R6.10.11月～	幼稚園、保育所、学校と情報共有の場の開催（2回）
	R7.2月	山形市医療的ケア児支援連絡会
安心生活	R6.8月	福祉避難所の拡充に向けた生活介護事業所の情報交換会
	R6.11月	法務省関係機関との連携 （保護観察所と地域援助について研修会）

### ○事務局会議

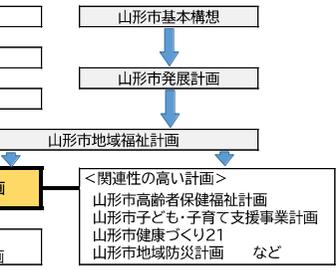
回数	実施予定日等	内 容
12回	毎月1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月々の相談支援事業の報告</li> <li>・専門部会の経過報告</li> <li>・定例協議会に諮るべき事項の提案</li> <li>・地域の障がい者等の支援体制に係る課題の整理・検討</li> <li>・今後の相談支援体制の在り方の検討</li> <li>・障がい福祉サービス事業所ガイドの作成</li> <li>・地域生活支援拠点等が有する機能の充実にに向けた協議等</li> </ul>

による市町村障害者計画

31日(5年間)

的改善手法により進行管理するとともに、必要に応じて計画の変更等の措

障がい者計画を踏まえながら、山形市発展計画、山形市地域福祉計画、  
障がい児福祉計画と整合性を図っていきます。



アンケート調査]結果を踏まえた計画

における障がいのある方の生活実態や障がい福祉施策に関する希望及  
営している社会福祉法人の抱える課題等を把握するため、令和5年8月に

ート調査]の結果を踏まえた計画を策定します。

について	バリアフリーについて
【障がいのある方】	<ul style="list-style-type: none"> <li>外出時の困りごととして整備面の回答が減少し、コミュニケーションとの回答が多い</li> </ul>
【障がいのない方】	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルプカード、ヘルプマークの認知度は上昇</li> <li>インターネットで障がいに関する情報を得ている方が多い</li> </ul>



## (2)新計画の策定の視点

### ●策定の視点1 障がい福祉に係る法制度等への整備改正への対応

「障害者差別解消法」の改正及び「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」制定等に対応した計画を策定します。

R3.5	障害者差別解消法の一部改正 ※1	・ 事業者の合理的配慮の提供の義務化
R4.5	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者による情報の利用取得、意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とするべき事項(障がいの種類、程度に応じた手段の選択を可能とする等)を定める。</li> <li>障がい者基本計画を策定する場合には、この法律の規定の趣旨を踏まえたものとする。</li> </ul>
R4.6	児童福祉法等の一部改正	・ 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充
R4.12	障害者総合支援法、障害者雇用促進法の一部改正 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等整備の努力義務化</li> <li>障がい者法定雇用率の引き上げと対象事業種の範囲拡大</li> </ul>
R5.4	こども家庭庁発足	・ 障がい児支援施策に関する事項が厚生労働省より移管

※1 令和6年4月1日施行

### ●策定の視点2 国・県の計画改定への対応

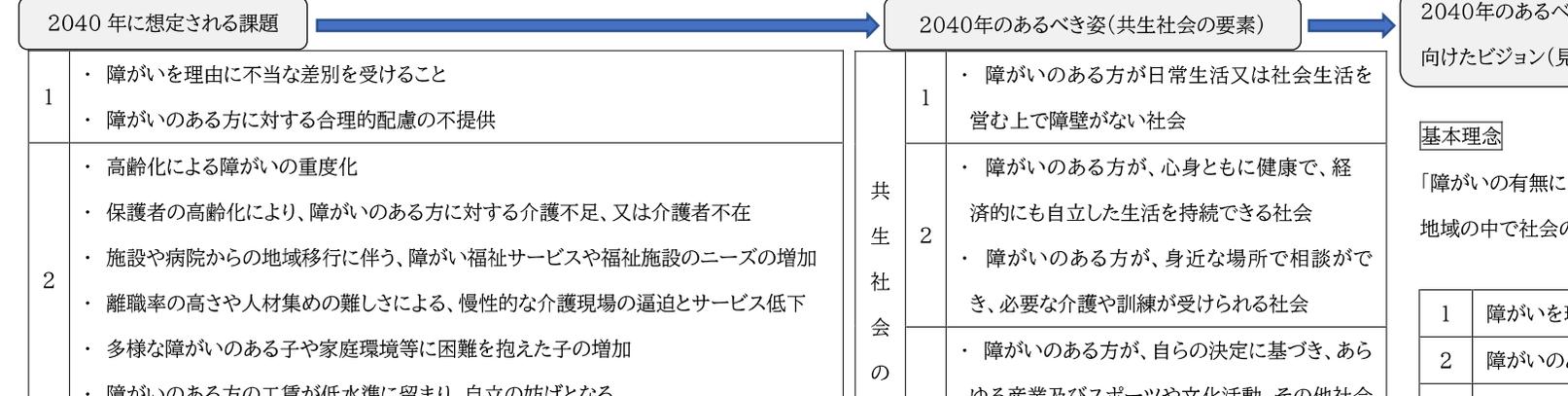
国・県の障がい者基本計画の改定に対応した計画を策定し

	国	
	障害者基本計画(第5次)	
計画期間	令和5年度～令和9年度	
基本理念	共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、基本的な方向を定める。	障がい者活き生きに人格を生きる
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、県の計画では共生社会の実現に向けて、当事者支援等を共通とした分野別施策の基本的な方向性の偏見や差別の払拭、「障がいの社会モデル」等障となる考え方等への理解促進に取り組むことがより</li> <li>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーションに基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ、社会のあらゆるのしやすさ)向上がより推進されている。</li> </ul>	

※2 「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」部分は3年ごとに

### ●策定の視点4 2040年を起点にバックキャストする未来志向型の計画

(仮称)次期発展計画2030においては、健康医療先進都市・文化創造都市という2大ビジョンの堅持のもと「持続可能なまちづくり」という点が重視されます。また、計画策定にあたって2040年の本市のあるべき姿を描き、これからの5年間で取り組むべきことを検討するバックキャストの手法が取り入れられます。本計画においても、次期発展計画との整合性を確保する観点から、バックキャストの手法を取り入れ、障がい福祉分野における本市のあるべき姿をイメージし、取り組むべきことを施策に定めます。



施策	具体的施策	主な事業
差別の解消と権利擁護の推進	①差別の解消に向けた取組の推進【拡充】 ②障がい者虐待の防止に係る支援体制の充実 ③成年後見制度の利用促進	・差別解消の推進のための環境整備【拡充】 ・障がい者虐待防止の啓発
バリアフリー化の推進	①公共施設等のバリアフリー化の推進【拡充】 ②バリアフリー化された施設の周知 ③情報のバリアフリー化の推進 ④住まいのバリアフリー化の推進	・バリアフリー化の推進及び促進 ・移動支援ツールの普及啓発【拡充】
啓発・広報活動の推進	①啓発・広報活動の充実【拡充】 ②障がい者団体活動の支援 ③地域における福祉活動の促進	・広報・啓発活動【拡充】
自立した生活支援の充実	①訪問によるサービス提供体制の充実 ②日中活動に関するサービス提供体制の充実 ③居住の場に関するサービス提供体制等の充実 ④施設や病院から地域への移行に関するサービスの周知と利用促進 ⑤補装具・日常生活用具等給付の充実 ⑥障がい福祉サービス等事業所への生産性向上【拡充】	・障がい福祉サービス事業所生産性向上事業(生産性向上改善活動、障がい福祉分野における ICT 導入モデル事業、障がい福祉分野におけるロボット等導入支援事業)【拡充】
相談・情報提供体制の充実	①基幹相談支援センター等の充実 ②山形市障がい者自立支援協議会の充実 ③地域での相談体制の充実 ④福祉情報提供体制の充実	・地域生活支援事業(相談支援事業) ・ユニバーサルデザインの活用
経済的自立に向けた支援の充実	①各種手当、給付等の制度の周知	・特別障がい者手当等支給事業
保健・医療サービスとの連携	①予防・早期発見体制の充実 ②医療費の負担軽減制度の周知 ③様々な障がいへの支援の充実	・健康増進事業、成人保健事業、母子保健事業
教育・療育の充実	①障がい児保育等の支援【拡充】 ②教育の充実 ③福祉教育の推進 ④障がい児通所支援等の充実【拡充】 ⑤放課後・長期休業中の支援の充実 ⑥機能訓練教室等の支援	・児童発達支援センター中核機能強化事業【新規】 ・保育所等発達相談事業・幼児巡回相談事業 ・障がい児通所給付事業
働く場の確保	①一般就労に向けた支援 ②福祉的就労事業の充実【拡充】 ③地域活動支援センターの運営 ④障がい者雇用の推進	・障がい者工賃向上支援事業【新規】 ・障がい者の雇用の推進及び促進
社会参加のための手段の確保	①移動支援対策の充実 ②意思疎通支援の充実	・地域生活支援事業 (移動支援事業、意思疎通支援事業)
社会参加の機会の拡大	①スポーツ、文化活動等の振興 ②市有の体育施設・文化施設の使用料等の無料化 ③「希望の家」の各種教室等の周知と利用の促進 ④ほじょ犬の周知・啓発	・スポーツ・文化芸術活動等の振興 ・障がいアート展の開催
ボランティア活動の支援	①ボランティア活動支援体制の充実【拡充】 ②企業等のボランティア活動の促進	・地域支え合いボランティア活動支援事業【拡充】
防災・防犯対策の推進	①災害等における支援体制の整備【拡充】 ②福祉避難所の整備 ③防災意識の高揚【拡充】 ④緊急通報システム事業の普及 ⑤消費者トラブルの防止と防犯意識の啓発	・避難所・避難場所環境整備事業【拡充】 ・障がい(児)者個別避難計画作成事業【拡充】

施策に共通する山形市独自の取組

策  
都市」としての強み・特徴を活かした施策を推進します。

●DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進  
デジタル技術の有効活用により、サービスの質の向上と継続的な支援体制を確保します。  
(主な事業内容)

●部局横断的な取組  
関係機関及び庁内関係部署を横断した取組により更なる障がいの  
(主な事業内容)

(2)主な拡充内容

○基本施策1 障がいを理由とする差別の解消と権利擁護の推進

施策	(2)バリアフリー化の推進
具体的施策	①公共施設等のバリアフリー化の推進【拡充】
内容	市役所本庁舎1階の総合案内や福祉文化センター 視覚障がいのある方の移動支援ツールを設置し るとともに、「広報やまがた」を活用し他の民間

○基本施策2 自立に向けたサービスの充実と環境の整備

施策	(5)教育・療育の充実
具体的施策	①障がい児保育等の支援【拡充】
内容	児童発達支援センター中核機能強化事業とし 援センター「こまぐさ学園」の中核機能の強化 員が保育所や学校に訪問し、対象児童の集団生 支援サービスを新たに開始することでインクルー 援を図る。

(6)働く場の確保

具体的施策	②福祉的就労事業の充実【拡充】
内容	障がいのある方の自立を図るためには、工賃 い者工賃向上支援事業を実施し、障がいのある の導入の補助を行うとともに、庁内関係課及び関 組を行う。

○基本施策4 地域で支え合う仕組の構築

施策	(2)防災・防犯対策の推進
具体的施策	①災害等における支援体制の整備【拡充】
内容	災害時、避難支援が必要な障がいのある方を 進し、迅速かつ円滑な避難を図るとともに、障 把握し、適切な避難所運営等を行う。障がいのある 対象に個別避難計画作成のモデル事業を実施し 活かし、令和7年度から本格実施する予定である